

豊中市私道整備工事助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般通行の用に供している私道の整備工事(以下「工事」という。)を私道の所有者等が実施するに当たり、市が工事費用の一部を助成することにより私道の整備を促進し、併せて当該地域の生活環境の向上、交通の安全に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 私道とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路及びその他法律の規制を受ける道路以外の道路で、敷地の全部又はその一部が私人の所有に属し、現に一般通行の用に供されているものをいう。
- (2) 公道とは、道路法第3条に規定する道路をいう。

(助成対象基準)

第3条 この要綱による助成対象は、次の各号のいずれにも該当する私道とする。

- (1) 私道の所有者、使用者等が総意をもって工事を行うことに承諾しているもの。
- (2) 公道又は既設舗装道路に接続し、かつ、人家が連担しているもの。
- (3) 私道築造後5年以上経過しており、かつ、原則として道路機能が存続されるもの。
- (4) 私道幅員は、原則として1.8m以上で道路線形が明確なもの。
- (5) 一般交通及び整備に支障となる占有物件のないもの。

(助成対象工事内容)

第4条 この要綱による助成対象工事内容は、路面の舗装工事及び付帯する排水施設設置工事とし、次の基準による。

- (1) 舗装工事は、簡易舗装要綱（〔社〕日本道路協会制定）に定める下記構造を標準とする。

種 別	構 造	
アスファルト 簡 易 舗 装	表 層	路 盤
	再生密粒度アスファルトコンクリート 厚さ 4 cm	再生粒度調整碎石 厚さ 5 ~ 10 cm

- (2) 付帯する排水施設は、舗装路面の保全上必要な限度とし、新設についてはU字溝等内径18cm以下のものの設置、又は、既設については補修、若しくは補完的な施工をもって助成対象とする。
- (3) 工事内容が助成対象構造等の工事基準を超えるものは、助成対象としない。

(助成金の交付額)

第5条 助成金は、前条に定める助成対象工事に要する各経費の4分の3に相当する額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。）を予算の範囲内において交付するものとする。

- 2 前項の工事に要する経費額は、申込者において工事見積書を提出して市長の審査を受けるものとする。
- 3 工事に要する経費額は、市の設計、積算基準及び工事見積書等をもって適正に査定し、既往の工事実績額を参考に決定する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、助成金を増額交付することができる。

(助成金交付対象者)

第6条 助成金の交付を受けることができる者は、この要綱により私道の舗装工事及び付帯する排水施設設置工事を行う者で、次の私道関係者とする。

- (1) 対象私道の所有者。
- (2) 対象私道の使用権者又は管理者。
- (3) 対象私道に接する家屋の所有者及び居住者。

(交付申込みの手続)

第7条 助成金の交付申込みを行うことができる者（以下「申込者」という。）は、前条に定める私道関係者とする。

2 私道関係者が2人以上ある場合は、その代表者が、代表選出の書面をもって申し込むものとする。この場合申込みに当つての諸手続きについては代理委任を受けたものとみなす。

3 申込者は、助成金交付申込みに先立ち事前調査依頼書により市長に事前調査を申出るものとし、事前審査を経たのち私道整備工事助成金交付申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- ①位置図
- ②現況平面図(1/500)
- ③現況写真
- ④工事見積書
- ⑤誓約書、関係権利者一覧表
- ⑥事前調査結果通知書（写）
- ⑦その他市長が必要とする書類

(交付承認等)

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、申込内容について審査を行ない私道整備工事助成金交付承認通知書（様式第2号）、又は私道整備工事助成金交付不承認通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

2 助成金の交付承認にあたつて必要があるときは、条件を付すことができる。

(承認事項の変更等)

第9条 申込者は、助成金交付承認後において承認事項を変更しようとする場合は、私道整備工事助成金交付承認事項変更届（様式第4号）をもつてあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(工事請負人の斡旋等)

第10条 市長は、申込者に対し必要に応じ工事の施工業者の斡旋及び技術的な指導をするものとする。

(着手及び完了の届出)

第 11 条 助成金の交付承認を受けた申込者は、工事着手前に着工届（様式第 5 号）を、工事が完了したときは完了届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(完了検査)

第 12 条 市長は、前条の完了届を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検査の結果補修の必要があるときは、申込者に指示することができる。

(助成金の交付時期及び請求)

第 13 条 市長は、前条の検査の結果工事が助成金交付承認の内容に適合していると認めたときは、申込者に対し私道整備工事助成金交付決定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知があったときは市長に私道整備助成金交付請求書（様式第 8 号）により請求するものとする。

(助成金の交付決定の取消し及び返還)

第 14 条 市長は、助成金の交付にあたって申込者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付を取消し、既に交付済みのときは返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽、その他不正の行為により交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 市長の指示に従わなかったとき。

(私道の維持管理)

第 15 条 申込者は、この助成要綱の適用を受け整備した私道について道路の機能を損なわないよう適正な維持管理を行わなければならない。

2 市長は前項の維持管理に関する要領について申込者に助言することができる。

(助成制限)

第 16 条 この要綱により助成を受けた私道については、概ね 15 年間は助成を行わない。

(その他)

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

附則

1. この要綱は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

附則

1. この要綱は、平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

附則

1. この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2. この要綱の施行前にあった助成金の交付申請については、なお従前の規定による。

附則

1. この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

2. この要綱の施行の際、現に改正前の豊中市私道整備工事助成要綱の規定により提出されている申請書は、改定後の豊中市私道整備工事助成要綱の規定による申込書とみなす。

附則

1. この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附則

1. この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附則

1. この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

私道整備工事助成金交付申込書

豊中市長様

住 所

(申込代表者) 氏 名

電 話

豊中市私道整備工事助成要綱に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

1. 整備工事箇所 豊中市 地先から
(住所) 豊中市 地先まで

2. 整備工事概要及び工事費内訳

工事内容	延 長	幅 員	面 積	工 事 費	助成金交付 申込額
舗装工事	m	m	m ²	円	円
側溝工事	m	—	—	円	円
合 計	—	—	—	円	円

3. 工事施工業者名

4. 助成金交付申込額 金 円

5. 添 付 書 類 •位置図 •現況平面図 •現況写真 •工事見積書
•誓約書、関係権利者一覧表 •事前調査結果通知書(写)

(様式第2号)

豊基管私第号
年月日
(年)

私道整備工事助成金交付承認通知書

申込代表者

様

豊中市長

年月日付で申込みのあった私道整備工事助成金の交付については次のとおり承認しますので、豊中市私道整備工事助成要綱第8条第1項の規定により通知します。

工事施工者 住 所
氏 名

私道の所在 豊中市 地先から
および地番 豊中市 地先まで

工事完了期限 工事着手日から30日以内
認定工事費 円 交付承認額 円

事費内訳 工事概要及び認定工	路 線			側溝	工 種		認定工事費
	延 長	幅 員	面 積	側溝延長	掘削	表層	
	m	m	m ²	m	cm	cm	
							円

(様式第3号)

豊基管私第号

年月日

(年)

私道整備工事助成金交付不承認通知書

申請代表者

様

豊中市長

年月日付で申込みのあった私道整備工事助成金の交付については次のとおり不承認としますので、豊中市私道整備工事助成要綱第8条第1項の規定により通知します。

私道の所在

地先から

および地番

地先まで

不承認の理由

(様式第4号)

私道整備工事助成交付承認事項変更届

年 月 日

豊中市長様

住所

(申込代表者) 氏名

電話

年 月 日付で申込み、 年 月 日 豊基
管私第 号で、交付承認を受けた私道整備工事の承認事項を変更した
いので承認くださるようお届けします。

変更の内容

変更理由

(様式第5号)

年 月 日

着工届

豊中市長様

申込代表者

住 所

氏 名

電 話 ()

下記のとおり着工しましたのでお届けします。

交付承認番号	豊基管私第 号		
交付承認年月日	年 月 日		
工事施工箇所	豊中市	地先から	
	豊中市	地先まで	
工事施工業者	住 所		
	会社名		
	電 話 ()		
工 期	年 月 日 から	年 月 日	

※ 添付書類 工事請負契約書(写)

(様式第6号)

年 月 日

完 了 届

豊 中 市 長 様

申込代表者

住 所

氏 名

下記のとおり完了しましたのでお届けします。

交付承認番号	豊基管私第 号				
交付承認年月日	年 月 日				
工事施工箇所	豊中市 地先から 豊中市 地先まで				
工事施工業者	住 所 会社名 電 話 ()				
工 期	年 月 日 から		年 月 日		
交付金承認額	金 円				

工事出来高	延長	幅員	面積	側溝	工事費
	m	m	m ²	m	円

※添付書類 • 竣工図面及び面積計算書 • 工事写真 • 工事日誌 • 納品伝票

(様式第7号)

豊中市指令基管第 号

年 月 日

(年)

私道整備工事助成金交付決定通知書

申請代表者

様

豊中市長

年 月 日付で申込みのあった私道整備工事助成金の交付については、下記のとおり決定しましたので豊中市私道整備工事助成要綱第13条の規定により通知します。

私道の所在 豊中市 豊中市	から まで
助成金交付承認額 円	助成金交付決定額 円
現地調査の結果	

(様式第8号)

私道整備工事助成金交付請求書

年　月　日

豊中市長様

申込代表者

住 所

氏 名

(自筆)　※本人が自署しない場合は、記名押印してください

年　月　日付豊中市指令基管第　号をもって、

私道整備工事助成金交付決定通知を受けました下記金額を請求し

ます。

記

請求金額　　金　　円

なお上記助成金は、下記口座へ振込方、よろしくお願ひします。

口座振替依頼書

振込先銀行	銀行			支店
預金種目	1.普通	2.当座	3.貯蓄	口座番号
振込口座 名義	フリガナ お名前			
住 所	住所 Tel (　　ー　　)			